

入 札 説 明 書

目 次

1	調達内容	2
2	競争入札参加資格	2
3	競争入札参加者に要求する事項	4
4	入札書及び工事費内訳書の提出場所等	5
5	入札保証金	6
6	入札金額	6
7	入札の方法	6
8	入札の辞退	6
9	公正な入札の確保	6
10	入札の取りやめ等	6
11	入札の無効	7
12	落札者の決定方法	7
13	入札の方法	7
14	同価格の入札参加者が二人以上ある場合の落札者の決定	7
15	契約保証金	7
16	契約の締結	7
17	異議の申立	8
18	その他	8

(別添 1) 設計書

(別添 2) 図面

(別添 3) 工事仕様書

(別添 4) 発注説明書

(別添 5) 一般競争入札参加資格確認申請書

(別添 6) 工事費内訳書

(別添 7) 愛知県スポーツ局建設工事等電子入札実施要領

(別添 8) 工事請負契約書(案)

(別添 9) 愛知県公共工事請負契約約款

(別添 10) 個人情報取扱事務委託基準

(別添 11) 情報セキュリティに関する特約条項

令和 8 年 1 0 月 1 9 日付け公告の愛知県スポーツ局競技・施設課に係る競争入札については、下記のとおり執行します。

記

1 調達内容

(1) 調達案件名称及び数量

愛知県口論義運動公園ユニットハウス電気設備整備工事 一式

(2) 調達案件の仕様等

別添設計書（別添 1）、図面（別添 2）及び工事仕様書（別添 3）のとおり

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和 9 年 3 月 3 0 日（火）まで

(4) 履行場所

愛知県口論義運動公園（日進市北新町地内）

(5) 予定価格等

ア 予定価格 金 3 8, 9 7 3, 0 0 0 円

（うち消費税及び地方消費税の額 金 3, 5 4 3, 0 0 0 円）

イ 最低制限価格 有

この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 第 2 項の規定により、最低制限価格を設定します。

2 競争入札参加資格

本工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者としします。

(1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により、「土木工事業」及び「電気工事業」について特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。

(2) 令和 8 年度及び令和 9 年度の愛知県建設局・都市・交通局・建築局入札参加資格者名簿に登載されており、その営業所の所在地が愛知県内にあり、当該営業所で「土木工事業」及び「電気工事業」を営んでいること。

なお、「営業所」とは、建設業法第 3 条に規定する営業所をいいます。（以下同じ。）

(3) 元請として、過去 10 年間（平成 28 年 4 月 1 日から入札参加申込書（以下「参加申込書」という。）を提出する前日まで）に、次を満たす工事を完了した実績（以下「参加資格施工実績」という。）があること。

・ 公共施設における電気ケーブルの地中埋設配管工事

なお、共同企業体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が 2 0 % 以上の工事に限るものとします。

また、経常建設共同企業体として参加申込みをする場合で、当該共同企業体としての参加資格施工実績が無い場合は、構成員の 1 者が元請けとしての施工実績を有していること。

(4) 建設業法（昭和 24 年法第 100 号）第 26 条に定める主任技術者又は監理技術者を配置できること。

(5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (6) 参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。
- (9) 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではありません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ①会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ②会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第 6 4 条第 2 項又は会社更生法第 6 7 条第 1 項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 競争入札参加者に要求する事項

(1) 競争入札参加者に要求する事項

入札に参加しようとする者（以下、「入札希望者」という。）は、一般競争入札参加資格確認申請書を電子入札システムにより提出すること。

ただし、電子入札システムにより難しい場合は、事前に県の承認を得て、メール、持参又は郵送により提出することができます。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

また、一旦受領した書類の返却、差し替え及び再提出は認められない。郵送により提出する場合は、3（1）ウ（イ）で定める方法により行うこと。

ア 提出書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書（別添 5）

(イ) 別添 5 に係る契約書の写し及び契約の履行を確認できる書類の写し

イ 提出期限

令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月）午後 1 時から令和 8 年 1 0 月 2 3 日（金）午後 5 時まで

（持参の場合は日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く）

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日以外の日の午前 8 時から午後 8 時まで）

ウ 持参又は郵送先

(ア) 宛先

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号（郵便番号 460-8501）

愛知県スポーツ局競技・施設課施設第二グループ

電話：0 5 2-9 5 4-6 7 9 6（ダイヤルイン）

(イ) 郵送による方法

3（1）ウ（ア）の場所に、書留郵便等（配達記録等が残る方法）により郵送すること。

なお、3（1）イの期間内に必着とする。

エ 一般競争入札参加資格確認結果の通知

入札参加者から提出された「一般競争入札参加資格確認申請書類」に基づき、県において当該入札参加希望者の入札参加資格を確認し、その結果を記載した一般競争入札参加資

格確認通知書を令和8年10月29日（金）までに、電子入札システムにより通知する。

オ その他

（ア）一般競争入札参加資格確認通知書により一般競争入札参加資格があると認められた者でなければ、入札に参加することはできない。

（イ）「一般競争入札参加資格確認申請書類」の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

（ウ）提出された「一般競争入札参加資格確認申請書類」は返却できない。なお、これらの書類は原則として公表せず、資格の確認以外の目的では使用しない。

（エ）一般競争入札参加資格があると認められなかったことに対する説明請求期間は、令和8年10月29日（金）午前9時から午後5時までとする。

なお、方法は、3（1）ウ（ア）の場所に持参により行うこと

（2）入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札日までにおいて、次の事由に該当することとなったときは、入札参加資格を失うものとする。

ア 仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別精算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、業務執行が困難と見込まれたとき。

ウ その他本件業務に着手し、又は本件業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

（3）紙入札の承認

発行を受けたＩＣカードが破損しているなど、電子入札システムによりがたいやむを得ない事由があり、紙入札での参加を希望する者は、入札受付期間終了時までに、紙入札参加承認願（様式３）を、3（1）ウ（ア）の場所に持参又は郵送により提出し、発注者の承認を得るものとする。

なお、郵送の場合は3（1）ウ（イ）の方法により提出すること。

また、承認を受けた入札参加者については、承認後の電子入札システムによる手続きによる入札は認めないものとする。

4 入札書及び工事費内訳書の提出場所等

（1）契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県スポーツ局競技・施設課施設第二グループ

名古屋市中区三の丸3丁目1-2（郵便番号460-8501）

電話 052-954-6796（ダイヤルイン）

電子メール kyougi-shisetsu@pref.aichi.lg.jp

（2）入札期間

令和8年11月2日（月）午前9時から令和8年11月4日（水）午後5時までの間に入札書（工事費内訳書（別添6））を電子入札システムにより送信してください。

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8

時まで)

(3) 開札の日時及び場所

令和8年11月5日(木) 午前10時

愛知県スポーツ局競技・施設課

※開札結果につきましては、翌日までを目途に通知させていただきます。

5 入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

6 入札金額

(1) 入札参加者は、本件調達に係る一切の経費を含めた契約金額を見積もってください。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

7 入札の方法

(1) この入札は、電子入札システムにより実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律(令和12年法律第102号)に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければなりません。

なお、電子入札により難しい場合は、事前に県の承認を得て、紙により入札に参加することができます。

(2) 詳細な入札方法は、愛知県スポーツ局建設工事等電子入札実施要領(別添7)によるものとします。

8 入札の辞退

入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより、入札辞退届を送信するものとします。

ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、開札予定日時までに書面により発注者へ辞退届を提出するものとします。

9 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

10 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが

できないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

11 入札の無効

次の各号いずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者の資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (3) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (4) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (5) 記名及び押印のない入札
- (6) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (7) 入札の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (8) その他入札に関する条件又はあらかじめ指示した事項等に違反した入札

12 落札者の決定方法

競争入札参加資格及び仕様書等の要求要件をすべて満たし、財務規則第154条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

13 入札の方法

入札回数は1回とします。

14 同価格の入札参加者が二人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、電子くじで落札者を決定します。
- (2) 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号（任意の3ケタの数字）を記載して提出するものとします。

なお、入札書に電子くじ番号の記載がない場合は、「999」と記載されたものとみなします。

15 契約保証金

契約保証金の納付については、免除します。

16 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定後遅滞なく契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者に提出しなければなりません。
- (2) 落札者が前項に違反して契約書を提出しないときは、当該落札はその効力を失います。
- (3) 開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。

17 異議の申立

入札をした者は、入札後、入札説明書、図面、工事仕様書、工事請負契約書(案)(別添8)及び添付書類についての不明及び履行場所の状況等の不明・未確認を理由として異議を申し立てることはできません。

18 その他

- (1) 入札参加者は、入札説明書、図面、工事仕様書、工事請負契約書(案)及び添付書類を熟覧の上、入札しなければなりません。
- (2) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令及び財務規則を熟知し、入札しなければなりません。
- (3) 談合、贈賄等により生ずる損害の賠償について、談合等の不正な事実が判明した場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがあります。
- (4) 契約の履行にあたり、妨害等を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において、契約の相手方としない措置を講じることがあります。
- (5) 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。
- (6) 排除措置により生ずる損害の賠償について、「合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがあります。
- (7) 本件契約の履行にあたって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。